

吉見町規則第 号

吉見町開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 登録簿の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、まち整備課内に置く。

(閲覧時間)

第3条 登録簿の閲覧は、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

(休日)

第4条 閲覧所の休日は、吉見町の休日を定める条例（平成2年吉見町条例第17号）第1条第1項に規定する休日とする。

(閲覧時間の変更及び臨時休日)

第5条 町長は、登録簿の整理その他必要がある場合は、閲覧時間を変更し、又は臨時に休日を設けるものとし、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けられた開発登録簿閲覧簿（別記様式）に所定の事項を記入し、当該職員の指示に従って閲覧しなければならない。

(登録簿の持出禁止)

第7条 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の禁止等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止し、又は停止することができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 前2条の規定に違反した者
- (3) 登録簿を汚損し、若しくは毀損し、又はそれらのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

